

	制度・事業	団体名	内容
資金	「市民予算枠」制度	高浜市	高浜市は、個人市民税の5%分の使い道を市民が提案し、市民が決定する「市民予算枠」制度をスタートさせた。市の担当者は「住民自治の意識を高め、地域ニーズに即した税の活用を促進したい」と話している。 市民予算枠は、(1)小学校区単位の課題を解決する施策について、町内会、老人クラブなどが提案する「地域内分権推進型」(2)市全体の課題に関し、一定の条件を満たして市に登録した公益活動団体が提案する「協働推進型」(3)市全体の課題に関し、市民、公益活動団体が提案する「市民提案型」一の3分野に振り分ける。 提案された事業の実施は、市民、有識者らでつくる審査委員会の6月の公開審査などを経て決定。「地域内分権推進型」と「協働推進型」の事業は、市が交付金を出して提案者が実施し、「市民提案型」は、市が事業を実施する。いずれの分野も、国や県の許可が必要な事業は対象外とする。
	長崎市提案型協働事業	長崎市	長崎市は6月から、市民団体を対象に、高齢者介護や子育て支援、安全・安心、環境など幅広い分野で協働事業の提案を受け付ける。多様化する地域の課題を行政、市民団体が一体となって解決するのが狙い。11月上旬に4団体前後を選定し、2011年度に事業化する方針で、1事業最大200万円まで支出する。 対象は、市内に拠点を置き、1年以上継続して活動中で、5人以上の会員で組織する市民団体など。市は有識者らで構成する審査会を設置し、8月に1次審査、10月に2次審査をともに公開プレゼンテーション方式で行う。 同様の制度は他の自治体でも見られるが、同市では企画段階から協働するのが特徴。事前に市役所内でも「行政提案」を募集した上で、問題意識を擦り合わせ、プレゼンテーションには市民団体と担当課が一緒に取り組む。
	コラボレーション支援補助金	豊川市	豊川市は、ボランティアなどの市民団体が企業と連携し、まちづくり事業を行う場合に1事業当たり最大10万円を補助する「コラボレーション支援補助金」を創設した。これまで市民と行政の協働を推進してきたが、新たな協働パターンも進めることにした。夏ごろ、市民団体からの事業提案を募集したい考えだ。 補助対象は、とよかわボランティア・市民活動センターに登録している団体。市内に本店・支店がある企業と連携し、(1)高齢者支援(2)環境美化活動(3)子育て支援(4)防災・防犯活動などを行う場合に、上限10万円で事業費を補助する。 市民団体が具体的な内容を盛り込んだ事業提案をし、市職員とボランティア団体などで構成する委員会が審査、採択する。委員会メンバーと関係する団体からの提案については、その委員会メンバーは採択に加わらない。提案段階でパートナー企業が決まっていなければ、市が企業を募集し、市民団体とのマッチングも行うという。

	制度・事業	団体名	内容
資金	がまごおり市民企画公募まちづくり事業	蒲郡市	蒲郡市は、公益的分野で市民が支え合う「新しい公共」の考えに基づき、自治会や市民活動団体（NPOなど）が行う公益的事業に対し助成する「がまごおり市民企画公募まちづくり事業」を実施する。市民が来年度行う事業が対象。新たな担い手の創出が狙い。 対象の公益的事業を行う団体以外の市民にも利益が及ぶことが条件で、市民の福祉向上や環境美化活動などを想定している。活動拠点が市内にあり、規約・会則で会計処理を適正に行っている3人以上の団体に助成する。初年度は助成総額350万円を予定しており、市民からの寄付も含む「協働まちづくり基金」から支出する。
条例	ボランティア団体等と県との協働促進条例	神奈川県	NPOと神奈川県の協働を促進するための「ボランティア団体等と県との協働促進条例」が19日、県議会で一部修正の上、全会一致で可決、成立した。 県民ニーズが多様化する中、NPOとの連携をより強化することが目的で、両者の協働に関して明確なルールを定めた点に特徴がある。 具体的には、NPOと県が協働事業を実施する際には、役割分担などを記載した協定を締結することを義務付けた。また、県がNPO活動に関する税制度などの環境整備に努めることも明記した。
情報	「みんなのまちトレーニングブック」	寝屋川市	寝屋川市は、市内の小学6年生を対象にした冊子「みんなのまちトレーニングブック」を作製した。市が2008年4月に施行した自治基本条例「みんなのまち基本条例」で、「市民協働のまちづくり」を基本理念としていることから、児童に「協働」の意味について理解を深めてもらい、市政への市民参画を推進する狙い。10年度から市内の全24小学校で、同冊子を利用した授業を開始する。
	企業による市民活動支援を促進	大阪市	CSR活動に意欲のある企業と市民活動団体を市が仲介する。企業は安心して支援できるほか、市のホームページ（HP）などを通じてPRできるメリットがある。より多くの市民活動団体の支援につなげるため、市民活動団体を支援する特定非営利活動法人（NPO法人）などの組織と協働して、▽企業・市民活動団体の募集▽企業が行いたい支援と、市民活動団体が受けたい支援のマッチング▽仲介事例の広報▽企業に対するCSR活動の啓発一などを行う。支援組織は公募した上で、外部有識者による審査を経て1組織を選定する。 また、市のHPにクリック募金の機能を設ける。市のHPにリンクした企業のCSR活動を紹介するサイトが1回クリックされるごとに、企業が市の基金に3円を寄付する仕組み。寄付額が無限に増えるのを防ぐため、同じIPアドレスからのアクセスは1日1回以上は数えず、1カ月当たりの上限額を3万円に定める。企業は、寄付金を全額損金算入できる。

	制度・事業	団体名	内容
情報	市民参加型のブログポータルサイト	津市	津市は、特定非営利活動法人の津市NPOサポートセンターと協働で、市民参加型のブログポータルサイト「津のこと」を開設した。同時にボランティアでブログ記事や情報を投稿する「市民特派員」を募集。サイトを運営する同センター担当者は「活発に情報が行き交うことで、みんなが元気に暮らしているまちということを市内外にアピールしていきたい」と話している。 同センターによると、「津のこと」では市民特派員が投稿する地域活動や四季折々の景観、イベントなどの地域情報をはじめ、お薦めの店や子育て情報、生活の知恵といった記事が掲載される。読者は記事にコメントを投稿し、特派員とコミュニケーションを取ることも可能という。 同センターは「一つ一つのブログでは読者が限られるが、情報が多く集まるポータルサイトでは発信力も高まる」と指摘。2009年3月末までに同サイトに登録する市民特派員100人を集めたいとしている。
	市民便利帳の配布	入間市	埼玉県入間市が民間企業と協働で入間市民便利帳「いるまにあ」を来年4月に発行することになった。木下博市長が10日、NTTクオリスの小森稔彦社長と「協働事業による入間市民便利帳の作成・配布に関する協定」に調印した。 同便利帳はこれまで市庁舎内の転入者窓口での配布にとどまっていたが、「いるまにあ」は行政情報に加え観光、医療など暮らしの情報を掲載し、市内全世帯と転入者に配布される。市民便利帳の制作と配布はNTTクオリスが担当、制作費は広告料で賄うため入間市の経費負担はゼロとなる。
組織	庁内各部局と区役所に「協働」に関する業務を担当する職員を配置	大阪市	大阪市は2010年度から、庁内各部局と区役所に「協働」に関する業務を担当する職員を配置する。平松邦夫市長が進める「市民協働」の動きを加速させるのが狙い。同時に、部局横断的な市民協働推進会議（仮称）も新設し、市民と行政との協力体制を築いていく。 市民局によると協働担当職員は、各部局や区役所の課長級職員が兼務することで検討している。NPOなど市民活動団体からの政策提言を受け付け、協働事業として実施するための支援に当たる。これまで、市民協働の窓口は市民局にしかなかったが、協働の推進には、部局ごとに担当職員を置き相談窓口を設置する必要があると判断した。
	へきなんの協働を考える会	碧南市	碧南市は、市民と職員ら35人による「へきなんの協働を考える会」を発足させた。月1回のペースで会議を開催し、2011年1月に市長へ提言することを目指す。役所の会議室などで行う会議は傍聴可能で、会議録も市ホームページに掲載する。 「協働を考える会」は、地区町内会、ボランティア団体、経済団体、消防団などのメンバー16人、公募の市民8人と職員11人で構成するほか、複数の学識経験者がアドバイザーに就いている。一般にはなじみの薄い「協働」とは何かを理解することから始め、課題を整理した上で、協働を進めるのに必要な制度や仕組みについて提言をまとめる。必要に応じ、課題を深く掘り下げる部会を設ける。

	制度・事業	団体名	内容
拠点	若者向けボランティアセンター開設	鳥取県	鳥取県は2009年度、地域づくりに携わる人材を育てるため、「若者ボランティア支援センター」を創設する。ボランティアに関する各種情報提供や活動のマッチングなどを行う。同年度当初予算に特定非営利活動法人（NPO法人）への事業委託費約420万円を計上した。 総務省が行った全国調査（06年度）によると、同県の県民のまちづくり活動への参加率は19.1%と全国2位。しかし、年代別では15～35歳の参加率が比較的低かったことから、県は若者層のボランティア活動をより促進する必要があると判断した。 支援センターは、大学生の地域ボランティア活動を支援しているNPO法人の事務局内に設置。新たにコーディネーターを配置し、ボランティア活動に興味がある若者と受け入れ先とのマッチングも行う。中山間地域での農作業支援活動や、中心市街地活性化のためのイベント開催を支援するボランティアなどを想定している。ボランティア活動参加者について特に年齢制限は設けないが、若者層を中心に参加を促す。 ボランティア未経験者に対する支援策としては、活動現場までの送迎や活動に必要な費用負担への助成などを実施。また、継続的に活動に参加してもらうため、個人の参加者や小規模グループでの参加者のネットワーク化も進める。 同事業は、県の若手職員で構成する「若手サブチーム」が発案。県協働連携推進課は「ボランティア活動をきっかけに地域づくりのリーダーとなる人材を養成したい」としている。
公共事業	地域普請公共事業	京都府	京都府は、地域住民やNPOが地元建設業者らとともに行う小規模な公共事業とその後の維持管理を支援する「地域普請公共事業制度」を創設する。2011年度にモデル事業を実施する計画で、制度のシステム構築について検討を始めた。 政策企画、府民生活、農林水産、建設交通各部の関係課や、京都府立大学に設置しているシンクタンク「京都政策研究センター」が連携して先進事例などを収集するとともに、道路や河川、公共空間をはじめ制度の対象となる整備事業について、分野ごとにどのような普請制度が展開できるのかを検討。モデル事業実施に向けて今年度中に具体的な支援の手法など制度構築を図る。